

京都市消防局告示第18号

平成4年9月1日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第54条の4の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改めます。

平成29年3月9日

京都市消防局長 杉本 栄一

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表宝慈院の項中「本堂及び収蔵庫の付近」を「境内全域」に改め、同表中清流亭の項の次に次の1項を加える。

旧三井家下鴨別邸	左京区下鴨宮河町58番地の2	敷地内全域
		邸内全域

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表元離宮二条城の項中「城内全域の右に「(指定喫煙所を除く。)」を加え、同表霊応山法観寺の項中「東山区八坂通下河原通東入八坂上町388番地」を「東山区八坂通下河原東入八坂上町388番地」に改め、同表中青蓮院門跡大日堂の項の次に次の1項を加える。

正伝永源院	東山区大和大路通四条下る四丁目小松町586番地	境内全域
		本堂内部

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部梅小路運転区の項中「西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部梅小路運転区」を「京都鉄道博物館」に、「下京区観喜寺町6番地の11」を「下京区観喜寺町」に改め、同表

中「

春日神社	右京区京北宮町宮野90番地	境内全域
------	---------------	------

」を

「

春日神社	右京区京北宮町宮野90番地	境内全域
白山神社	右京区京北田貫町宮ノ後12番地の2	境内全域

」に改める。

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表伏見稻荷大社の項中「伏見区深草藪ノ内町68番地」を「伏見区深草藪之内町68番地」に改める。

(消防局予防部)